

市では、老朽化した下水道施設の改築、更新及び経営の効率化などを図るため、平成20年8月、下水道事業審議会に「下水道使用料の改定について」諮問していましたが、審議会で7回の慎重審議を経て、本年6月、市長に対して答申がありました。これを受け9月の市議会に「下水道条例等の一部を改正する条例制定」を提案し、委員会での閉会中の継続審議を経て、11月の臨時議会で一部修正のうえ可決されました。

改定された下水道使用料等の内容について、下記のとおりお知らせいたします。

なお改定により、平均的な世帯(汚水量25m<sup>3</sup>/月)の月額使用料は、和田山等地域では3,050円が3,750円となり、700円(23%)の値上げ、生野地域では3,930円が3,750円となり、180円(-4.6%)の値下げとなります。

# 来年4月から 下水道使用料が 改定されます



## 1. 使用料単価と区分(消費税込)

(単位:水量はm<sup>3</sup> 金額は円)

区 分		基本水量	10 < X ≤ 20	20 < X ≤ 30	30 < X ≤ 40	40 < X ≤ 50	50 < X
新使用料		1,500	150	150	160	160	170
現 行	和田山・山東・朝来	1,200	120	130	150	150	170
	生野	1,575	157	157	157	157	189

※ 基本水量 10m<sup>3</sup>以下

## 2. 使用料改定時期

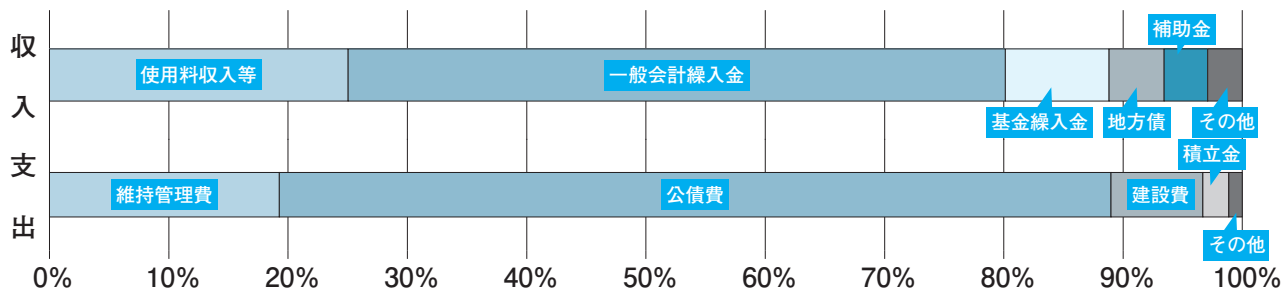
平成23年4月1日(平成23年5月請求分から適用)

## 3. 下水道事業の経営状況

平成21年度下水道事業特別会計の決算状況は次のグラフのとおりです。収入総額14億440万円に対し支出総額は13億9,990万円で、多額の繰入により決算では450万円の黒字となっています。

なお収入は、料金収入が3億5,100万円に対し、一般会計からの補助金である繰入金金は7億7,400万円で収入全体の55%、支出は、維持管理費が2億7,000万円に対し、施設建設に係る地方債(借金)の償還費用である公債費が9億7,600万円で支出全体の70%を占めています。この公債費は、使用料と繰入金で賄う必要がありますが、使用料の不足から、大部分を繰入金に頼る経営状況となっています。

平成21年度下水道事業特別会計決算の状況



## 4. 今後の下水道事業

一般会計繰入金には、国からの補助金である交付税が含まれていますが、それ以外は一般会計からの補填であり、多額の補填が、様々な行政サービスを圧迫する要因となっています。また、大小合わせて36の施設がありますが、建設後20年以上経過した古い施設が14施設あり、今後、老朽化した施設の改築や更新に備えるための計画的な基金積立が必要となっています。

市では、更なる経費の削減に取り組むとともに、人口の減少や節水機器の普及によるECO社会に対応した施設規模の見直し及び小規模下水道施設の統合を進め、経営の効率化に努めるとともに、使用料の適正化により、下水道事業経営の安定化を図ることとしています。

■ 問い合わせ先 市役所下水道課 ☎676-2081